

令和6年度第1回和歌山地方最低賃金審議会

議事録

| | | | |
|--------------|---------------------------------------|----------------------|----------------------|
| 開催日時 開催場所 | 令和6年7月9日(火) ホテルアバローム紀の国3階孔雀の間 | 17時58分から 18時29分まで | |
| 出席状況 | 公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員 | 定数5名 定数5名 定数5名 | 出席5名 出席5名 出席4名 |

○事務局（谷本）

それではお待たせいたしました。

本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。ただ今から令和6年度第1回和歌山地方最低賃金審議会を開催させていただきます。

まず、前回の審議会以降、委員の交代がございました。資料1を御覧ください。

公益代表委員の金川委員が退任をされ、新たに和歌山大学経済学部の岡田真理子委員に御就任をいただいております。

また、使用者代表委員の山本委員が退任をされ、新たに和歌山県商工会連合会の船富由紀委員に御就任をいただいております。

本日は今年度最初の審議会ということですので、委員皆様の御紹介をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは委員の御紹介をいたします。資料1の委員名簿を御覧ください。名簿順に事務局からお名前を御紹介いたしますので、一言ごあいさつをお願いいたします。

〈事務局が各委員を紹介、各委員自己紹介〉

〈事務局が事務局職員を紹介〉

○事務局（谷本）

それではまず局長の松浦の方から、第1回審議会開会に当たりましてのごあいさつをさせていただきます。

〈局長あいさつ〉

○事務局（谷本）

ありがとうございました。

それでは事務局から皆様へお願いですが、議事録を作成するために会議を録音させていただいております。録音が明瞭に行えますよう御発言の際はマイク

の使用につきまして御協力をお願いいたします。

それでは廣谷会長に議事の進行を引き継ぎさせていただきたいと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。

○廣谷会長

それでは皆様、よろしくをお願いいたします。

まず、事務局から委員の出席状況、会議の成立、傍聴等について報告をお願いします。

○事務局（谷本）

本日の委員の出席状況と会議の成立について御報告申し上げます。

各委員の出席状況でございますが、公益委員5名、労働者側委員5名、使用者側委員4名、御出席をいただいております。委員15名中、14名の御出席で、委員の3分の2以上の出席となり、最低賃金審議会令第5条の規定に基づく定足数を満たしておりますので、本会議が成立していることを御報告申し上げます。

また、令和6年5月20日付けで本会議の傍聴公示を行いましたが、傍聴希望者はありませんでしたので併せて御報告をいたします。

○廣谷会長

それでは本日の会議次第に基づき議事を進めてまいりたいと思っております。

その前に事務局から本日の配付資料の説明をお願いします。

○事務局（谷本）

それでは本日の会議の配付資料につきまして御説明をいたします。

〈事務局が配付資料を説明〉

○廣谷会長

ありがとうございました。

次に、当最低賃金審議会運営規程の確認をさせていただきます。議事を適正かつ円滑に進行するために、第1回審議会におきまして確認をしております。運営規程について事務局から説明をお願いします。

○事務局（谷本）

それでは御説明させていただきます。

資料2を御覧ください。昨年度と同様で変更点はございません。

審議会の運営に関わる主なものとしまして、まず、第6条の会議の公開でございます。この条文では本審議会は原則として公開とします。ただし、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合、又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合には会議を非公開にできると定められています。

次に、第7条、議事録及び議事要旨でございます。この条文では議事録を作成し、議事録及び会議の資料は原則として公開とします。ただし、会議を非公開とした場合等、すぐに議事録を公開できる状態ではない場合や議事録を非公開とする場合は、議事要旨を作成して公開することとなります。

なお、議事録を非公開とした場合でありましても、行政機関の保有する情報の公開に関する法律、又は行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく開示請求があった場合には、これらの法律に規定されている不開示情報を除き開示することとなっています。議事録確認者の議事録への署名につきましては、令和3年度の運営規程の改正により、議事録への署名の規定を廃止、各委員の代表の方が議事録を確認する運用となりましたので、後ほど議事録確認者を決めていただきたいと思います。

以上、運営規程の主なものにつきまして、説明をさせていただきました。

後ほど今年度の会議の公開に係る対応につきまして、御検討いただければと思っております。

○廣谷会長

ありがとうございました。

それでは本日最初の議題に入ります。

先ほど事務局から説明のありました議事録確認者について、公益代表につきましては会長職の私が当たることとなります。公益代表委員以外の2名の指名を行いたいと思います。労働者代表、使用者代表の委員の中から、それぞれ1名の推薦をお願いしますでしょうか。

○濱地委員

労働者側につきましては、私、濱地が担当させていただきます。

○児玉委員

それでは児玉の方で。

○廣谷会長

はい。それでは推薦いただきました労働者代表は濱地委員に、使用者代表は児

玉委員にお願いすることといたします。よろしくお願ひいたします。

なお、運営規程第7条第2項に基づいて会議を非公開とする場合には、同条第3項に基づいて議事要旨を作成いたしますが、議事要旨についても議事録確認者は内容の確認をお願いいたします。

では次の議題であります和歌山県最低賃金の改正決定の諮問を局長からお受けしたいと思います。よろしくお願ひします。

〈局長から会長に諮問文を手交〉
〈事務局が各委員に諮問文（写）を配付〉

○廣谷会長

では事務局は諮問文を読み上げてください。

〈事務局が諮問文を朗読〉

○廣谷会長

ただ今、改正諮問を受けましたので、続きまして議題3、和歌山県最低賃金専門部会の設置についてに入ります。事務局から説明をお願いします。

○事務局（谷本）

専門部会設置につきまして御説明させていただきます。

専門部会の設置根拠と専門部会の委員につきましては、最低賃金法第25条第2項に最低賃金審議会は最低賃金の決定又はその改正について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならないとされております。

また、専門部会の委員については、同法第25条第3項、最低賃金審議会令第6条第1項と第4項及び同項で準用する同令第3条の規定により、最低賃金審議会の本審委員の任命と同様の手続を経て、改めて公労使各3名の専門部会委員を任命させていただくこととなります。委員の任命に当たりましては、労働者を代表する委員及び使用者を代表する委員については、候補者の推薦公示を経て任命させていただくこととなります。

なお、推薦公示は、本日、手続を予定しているところです。締切りは短期間で申し訳ないのですが7月23日としておりますので、御協力をお願いいたします。

また、専門部会の公益代表委員につきましては、本審委員の中から任命させていただきますので、この場で御選出をお願いいたします。

○廣谷会長

では労働者代表委員、使用者代表委員におかれましては、先ほどの事務局の説明にしたがい、所定の期日までに委員の推薦をよろしくお願いいたします。

なお、公益代表委員につきましては、先ほど打合せを行い、私、廣谷、岡田委員、本庄委員の3名が専門部会委員に選出されましたので御報告いたします。

次に、議題4、審議会令第6条第5項の適用について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（谷本）

それでは事務局から説明させていただきます。

最低賃金審議会令第6条第5項では、審議会はあらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができるものと規定されています。つまり最低賃金審議会の意思決定を専門部会の決議をもって代えるものです。例年、審議会の日程調整が難しいことや審議の簡素化の観点から、本年度もこの規定を活用し、専門部会の決議が全会一致の場合に限り、審議会の決議としてはどうかと考えております。つきましては、審議会令第6条第5項の適用の検討をお願いいたします。

○廣谷会長

では審議会令第6条第5項の適用について、皆さんどうでしょうか。

地域別最賃については専門部会の決議が全会一致であれば適用することについて、意見はございますか。

〈意見等なし〉

○廣谷会長

では特に反対意見がないようでありますので、審議会令第6条第5項の適用が決議されたものとし、専門部会の決議が全会一致であれば、これをもって審議会の決議といたします。

では次に議題5、審議日程等について事務局から説明をお願いします。

○事務局（谷本）

それでは審議日程等につきまして事務局から説明させていただきます。

本日の資料の最後に添付させていただいております委員限りの和歌山県最低賃金審議会審議日程案最短モデルを御覧ください。

まず、中央最低賃金審議会の目安に関する答申が7月下旬頃に予定されておりますので、7月26日金曜日の18時から第2回の本審を開催し、委員の皆様が目安に関する答申の伝達を行いたいと考えております。また、最低賃金法第2

5条第5項に基づく意見陳述について、明日、公示を行いますので、希望があった場合は、この7月26日の第2回の本審において意見陳述を行っていただく予定としております。また、特定最低賃金の改正決定の必要性について、各産業の労働組合からこの時期に申出書が提出されるものと思われまますので、特定最低賃金の改正決定等の必要性につきましても、7月26日の第2回本審で諮問させていただきたいと考えております。

その後の日程でございますが、本年も早期発効に向けての計画的な審議日程を調整するよう全国的に求められていることもあり、目標としてはできる限り例年どおりの10月1日の発効を目指したいと考えております。

資料4を御覧ください。仮に10月1日の発効ということであれば、官報への公示後から発効まで30日間が必要であり、異議申出期間を15日設定しなければならぬなどの関係から逆算をしますと、8月5日月曜日には結審して改定額の答申を行っていただく必要がございます。8月5日の答申の場合、8月21日水曜日の午前中が異議審となり、10月1日発効ができますが、翌日の8月6日の答申の場合は、最短の発効日が10月2日となります。

結審については審議の状況次第ではありますが、できる限り早期の発効に向けて努力するという方向性につきまして、何とぞ御理解をいただきますようお願いいたします。

次に、専門部会ですが、例年は3から4回の審議を経て結審している経緯がございます。何回専門部会を開催するかは労使の専門部会委員が確定してから第1回専門部会で協議決定いただいておりますが、あらかじめ仮の日程表を作成してお配りしておりますので、第1回専門部会の日程だけ仮に決定させていただきたいと思っております。7月26日の第2回審議会に引き続き、同日19時から第1回専門部会を予定してはいかがかと考えております。

審議会の日程案について説明させていただきましたが、7月26日の18時から第2回審議会を開催することよろしいでしょうか。

〈意見等なし〉

○事務局（谷本）

ありがとうございます。

御意見がないようですので、7月26日18時から第2回審議会を開催されるということで、おって文書を発送いたしますので、委員の皆様、よろしく願います。

続きまして、まだ労使の専門部会委員が確定しておりませんが、第1回の専門部会の日時を仮に同日19時から開催したいと考えておりますが、いかかでしょうか。

〈意見等なし〉

○事務局（谷本）

御意見がないようですので、第1回専門部会は7月26日19時から開催するということで、おって文書を発送させていただきますので、よろしくお願いたします。

○廣谷会長

では議題の最後、その他であります各委員から何かございますか。

〈意見等なし〉

○廣谷会長

ないようですので、それでは事務局から何かあればお願いします。

○事務局（谷本）

それでは議事の公開について、提案させていただきます。

先ほど少し申し上げましたが、令和5年4月6日付けの中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会の報告書におきまして、議事については公労使三者が集まって議論を行う部分は全て公開にすべきとの見解が示され、地方においても公開することについて検討を要するとの意見が出されております。この点につきまして、令和5年度におきましては、専門部会を含め審議会は原則公開とし、金額審議に關してのみ非公開とする従来の和歌山のやり方を踏襲し、他県の公開状況も踏まえて次年度以降に対応を決定していくとされておりました。今年度の対応につきましても委員の皆様にご検討をいただければと思います。

ちなみに、近畿2府3県の令和5年度の公開状況につきましては、本審については全て公開とし、また、地賃専門部会につきましては、京都、大阪以外全て公開とされており、兵庫、滋賀、奈良は特定最賃専門部会を含めて公労使三者が集まっている議論については公開され、公労、公使等の二者による個別審議は非公開とされている状況です。なお、京都、大阪につきましても、令和6年度から公開することとなっています。

和歌山では、現在、金額審議に係る議事は非公開としているところですが、中央最低賃金審議会全員協議会報告の意見や近隣府県の公開状況を踏まえ、公労使三者が集まって議論を行う部分については公開とし、公労、公使等の二者による個別審議につきましては、先ほど説明いたしました運営規程第6条が適用されるものとして非公開とする対応はいかがでしょうか。御検討ください。

○廣谷会長

ただ今、事務局から議事の公開についての提案がありましたが、御質問、御意見はございますか。

〈質問、意見等なし〉

○廣谷会長

では特に御意見がないようですので、今年度からの議事の公開については、公労使三者が集まった議論の部分については公開とし、また、公労、公使等二者による個別審議については非公開とするということといたします。

以上で予定しておりました議題は全て終了いたしました。これをもって本日の会議は終了といたします。

委員の皆様、今後の御審議についてはよろしくお願いいたします。